普通態容補正（種地）

		A	B
Ⅰの地域			
10種地	a	0.005100	−4.1780
	b	0.005200	−4.2800
9種地		0.004600	−3.7030
8種地		0.002780	−2.0650
7種地		0.000960	−0.5180
6種地		0.000890	−0.4655
5種地		0.000720	−0.3550
4種地		0.000410	−0.1845
3種地		0.000320	−0.1440
2種地		0.000053	−0.0506
1種地		0.000050	−0.0500
Ⅱの地域			
10種地		0.001940	−1.4760
9種地		0.002180	−1.7040
8種地		0.001880	−1.4340
7種地		0.001380	−1.0090
6種地		0.001460	−1.0730
5種地		0.000840	−0.6080
4種地		0.000180	−0.1460
3種地		0.000160	−0.1340
2種地		0.000067	−0.0875
1種地		0.000051	−0.0819

普通態容補正（面積）

1級地	0.059
2級地	0.050
3級地	0.038
4級地	0.033
5級地	0.018
6級地	0.009
無級地	−0.002

寒冷補正（給与差）

4級地	0.004
3級地	0.005
2級地	0.005
1級地	0.006
無級地	0.000

七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	種別補正
		公共災害復旧事業債　1.00
		単独災害復旧事業債　0.50
		地盤沈下等対策事業債　0.60
		緊急治山等事業債　0.60
		激甚災害対策特別緊急事業債　0.60
		特殊土壌対策事業債　0.60
		鉱害復旧事業債　0.60
		小災害債　公共土木施設等小災害債　0.50
		小災害債　農地等小災害債　1.05
		法第13条第11項の補正
		その団体の指数が100に満たないもの
		その団体の指数　1.00
		その団体の指数が100以上のもの
		100　1.00
		100を超え200までの数　1.03
		200を超え300までの数　1.10
		300を超え400までの数　1.15
		400を超え500までの数　1.20
		500を超え700までの数　1.29
		700を超え1,000までの数　1.41
		1,000を超え1,500までの数　1.58
		1,500を超え2,000までの数　1.76
		2,000を超え2,500までの数　1.90
		2,500を超え3,000までの数　1.98
		3,000を超え3,500までの数　2.04
		3,500を超え4,000までの数　2.08
		4,000を超え5,000までの数　2.10
		5,000を超える数　1.80
八　補正予算債償還費	昭和56年度から平成10年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正
		(1)　昭和61年度補正予算債　0.413
		(2)　昭和62年度補正予算債　0.975
		(3)　平成４年度補正予算債　1.000
		(4)　平成５年度補正予算債　1.000
		(5)　平成６年度補正予算債　1.000
		(6)　平成７年度補正予算債　1.000
		(7)　平成８年度補正予算債　1.000
		(8)　平成９年度補正予算債　1.000
		(9)　平成10年度補正予算債　1.000